

台風接近等における措置について

◆ 1 台風接近に伴う措置について、羽曳野市では以下のような対応をとっております。

◎午前7時現在で、『南河内地域または羽曳野市』に『特別警報』や『暴風警報』が発令中であれば、羽曳野市内の小中学校児童生徒は自宅待機となります。

◎午前9時までに『特別警報』や『暴風警報』が解除された場合は、登校とし、この場合、通常授業を実施いたします。

◎午前9時現在で『特別警報』や『暴風警報』が発令中の場合、羽曳野市内の小中学校は休校とします。

◎『特別警報』や『暴風警報』以外の『大雨警報』・『洪水警報』などの場合は、登校させていただきます。

ただし、登校に危険が伴うと判断されるご家庭は、登校を見合わせることも含め、ご家庭の方で通学路上の安全確認等指示された上、ご対処ください。この場合、担任(学校)に連絡していただきますように合わせてお願いいたします。

◆ 2 以下の点についてご理解・ご協力をお願いします。

※ 授業の有無の確認のためのお電話は ご遠慮ください。

朝、風雨が強くなくても、時間の経過と共に、暴風が見込まれる場合は安全確保のため、早めに「暴風警報」が発令されます。また、災害時は、学校の電話が「非常電話」となります。

※ 「特別警報」や「暴風警報」以外の警報では、臨時休校になりません。

「大雨警報」や「洪水警報」が発令されていても、「特別警報」や「暴風警報」が発令されていない場合は、平常通りの授業を行います。ただし、雨の降り具合や道路の状況によって、登校が危険であると思われるときは、登校を見合わせ学校にご連絡ください。